外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年９月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第１６号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に改める。

付　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。